

奈良市公報

号外第15号 (平成26年9月後半分)

平成27年9月17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告 示

- 一般競争入札の実施（2件）…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了…………… 1
- 指定管理者の公募…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧…………… 4
- 平成26年度市・県民税納税通知書の公示送達…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 土壤汚染対策法の規定に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定…………… 5
- 差押調書の公示送達…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 道路の位置指定…………… 6
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 7
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更… 8
- 登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の事業計画の変更の認可…………… 8
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止…………… 8
- 奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 8
- 放置自転車等の処分…………… 11

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 11
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃

止の届出…………… 11

告 示

奈良市告示第640号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年9月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 灰污水处理装置点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年3月20日まで
- (4) 業務概要 1 灰污水吸引装置（真空吸引方式）一式
2 灰污水脱水機装置（スクリーニング型連続遠心分離脱水機）一式
3 灰污水再利用装置一式
4 試運転調整一式
- (5) 予定価格 29,612千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成26年9月16日揭示済）

奈良市告示第641号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年9月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

史跡大安寺旧境内塔院地区保存整備工事ほか6件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成26年9月16日揭示済）

奈良市告示第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年9月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年11月29日 奈良市指令都整開 第13A-35号
平成26年6月6日 奈良市指令都整開 第13A-35-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年9月16日 第1432号
公共施設 平成26年9月16日 第671号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市鳥見町三丁目26番8及び26番9
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府枚方市北中振三丁目45-23
株式会社 ハウスゲート 代表取締役 門田 学
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市鳥見町三丁目26番8の一部及び26番9の一部
 - (2) 下水道
奈良市鳥見町三丁目26番8の一部及び26番9の一部
(平成26年9月16日揭示済)

奈良市告示第643号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年9月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市法蓮町1207番地の1
奈良市ボランティアセンター
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) センターの事業の実施に関すること。
 - ① 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - ② 市民活動に関する相談に関すること。
 - ③ 市民活動に関する講座等の開催に関すること。
 - ④ 市民活動に関する広報に関すること。
 - ⑤ 市民活動に関する団体、グループ等の活動の場の提供に関すること。
 - ⑥ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業
 - (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所北棟4階 奈良市市民活動部協働推進課
- (2) 申請期間
平成26年9月16日から平成26年10月8日まで
- (3) 提出書類
奈良市ボランティアセンター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
 - ア 奈良市ボランティアセンター指定管理者事業計画書
 - イ 奈良市ボランティアセンター指定管理者収支予算書
 - ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
 - エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
 - キ 団体及びその代表者が平成25年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
 - ク 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書
 - ケ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市ボランティアセンター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民活動部協働推進課
電話0742-34-5193

(平成26年9月16日揭示済)

奈良市告示第644号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年9月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年9月18日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁

<p>止区域</p> <p>4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設</p> <p>5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。</p> <p>6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>7 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。</p>	<p>ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円</p> <p>イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）</p> <p>8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課 電話 0742-34-1111代表 (平成26年9月18日揭示済)</p>
--	---

奈良市告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
山家小児科医院	奈良県奈良市学園北一丁目16-30-124号	平成26年8月18日
医療法人 松井内科医院	奈良県奈良市秋篠早月町9-1-104	平成26年7月31日

(平成26年9月18日揭示済)

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年9月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おくこどもクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目16-30 サンライフ学園前124号	平成26年8月19日

(平成26年9月18日揭示済)

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年9月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ハッピーケアプランサービス	奈良県奈良市六条二丁目7-28	株式会社ハッピーサービスグループ	平成26年8月4日
新	ハッピーケアプランサービス	奈良県奈良市六条二丁目18-1	株式会社ハッピーサービスグループ	
旧	あん居宅介護支援事業所	奈良県奈良市法蓮町634-5 カレント一条206号	株式会社 多生	平成26年7月1日
新	あん居宅介護支援事業所	奈良県奈良市法蓮町396-5 グランパル佐保203	株式会社 多生	

(平成26年9月18日揭示済)

同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年9月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーション 優	奈良県奈良市右京一丁目4番地	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成26年8月31日 平成26年8月31日
医療法人 ひまわり会	奈良県奈良市右京一丁目4番地		

(平成26年9月18日揭示済)

奈良市告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年9月18日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
一条訪問介護ステーション	奈良県奈良市西包永町2番地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成26年6月30日 平成26年6月30日
株式会社一条	奈良県奈良市西包永町2番地		
デイガーデン八重桜	奈良県奈良市油阪町423番地	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年7月31日 平成26年7月31日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2		
デイガーデン新薬師	奈良県奈良市高畑町626番地の4	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年7月31日 平成26年7月31日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2		

(平成26年9月18日揭示済)

奈良市告示第650号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年9月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年9月19日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成26年9月19日揭示済)

奈良市告示第651号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成26年9月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市大森町、大倭町、学園赤松町、杏町、西大寺赤田町一丁目、西大寺北町四丁目、菅原町、大安寺六丁目、中山町、南京終町四丁目及び南登美ヶ丘の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間

平成26年 9月22日から平成26年10月 6日まで
5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成26年10月 6日までに必着するように提出してください。
(平成26年 9月22日掲示済)

奈良市告示第652号

平成26年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成26年 9月24日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成26年 9月24日掲示済)

奈良市告示第653号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年 9月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年 9月25日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年 9月25日掲示済)

奈良市告示第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年 9月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年 5月 7日 奈良市指令都整開 第13A-3号
平成26年 9月 2日 奈良市指令都整開 第13A-3-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年 9月25日 第1433号
公共施設 平成26年 9月25日 第672号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中登美ヶ丘六丁目105番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
近鉄不動産株式会社 取締役社長 澤田 悦郎
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 防火水槽
奈良市中登美ヶ丘六丁目105番の一部
(平成26年 9月25日掲示済)

奈良市告示第655号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

平成26年 9月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
奈良市秋篠町1277-1の一部
奈良市敷島町一丁目566-20及び566-23の各一部
奈良市中山町178-1の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
(別図は省略し、その図面は奈良市環境部環境政策課に備え置いて閲覧に供する。)
(平成26年 9月25日掲示済)

奈良市告示第656号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年9月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成26年9月26日揭示済）

奈良市告示第657号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年9月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年9月26日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成26年9月26日揭示済）

奈良市告示第658号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成26年9月29日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	大阪市浪速区元町1丁目10番8号
申請者氏名	株式会社シーザープロパティ 代表取締役 浅野 義樹
道路の位置	奈良市菅原町132番3、132番4及び447番1の各一部
道路の幅員	最大6.70m 最小4.00m
道路の延長	26.91m
指定年月日	平成26年9月29日
指定番号	第H2605号

（平成26年9月29日揭示済）

奈良市告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年9月29日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成26年8月10日
名称	主たる事務所の所在地		
ひまわり介護支援センター	奈良県奈良市右京一丁目4番地		
医療法人ひまわり会	奈良県奈良市右京一丁目4番地		

（平成26年9月29日揭示済）

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年9月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	財団法人信貴山病院 ハートランドケア デイサービス紀寺	奈良県奈良市南紀寺町五丁目53-5	一般財団法人信貴山病院	平成26年6月1日
新	ハートランドケア デイサービス紀寺	奈良県奈良市南紀寺町五丁目53-5	一般財団法人信貴山病院	
旧	ハッピーリハビリ&ナースステーション	奈良県奈良市六条二丁目3番12号	株式会社ハッピーサービスグループ	平成26年8月4日

新	ハッピーリハビリ&ナースステーション	奈良県奈良市六条二丁目18番1号	株式会社ハッピーサービ スグループ
---	--------------------	------------------	----------------------

(平成26年9月29日掲示済)

奈良市告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年9月29日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
学園前クリニック	奈良県奈良市学園大和町二丁目27	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成26年8月1日
香月 憲一	奈良県奈良市百楽園一丁目2-1	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
奈良リハビリテーション病院	奈良県奈良市石木町800番地	居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成26年8月1日
医療法人良成会 エリシオンクリニック	奈良県北葛城郡広陵町馬見南4-1-18	介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
メロディー薬局	奈良県奈良市中筋町31番地	居宅 居宅療養管理指導	平成26年8月1日
フィオーレ株式会社	奈良県奈良市中筋町31番地	介護予防 居宅療養管理指導	
オレンジ薬局 法蓮仲町店	奈良県奈良市法蓮町1095番6	居宅 居宅療養管理指導	平成26年8月1日
株式会社プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田二丁目8番10号 光栄ビル1階	介護予防 居宅療養管理指導	

(平成26年9月29日掲示済)

奈良市告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月29日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大村 朝也		柔道整復	平成26年9月1日
おおむら鍼灸整骨院 (大村 朝也)	奈良県奈良市芝辻町四丁目1番1号 CASA FLASH NAKAI 102		
大村 朝也		はり・きゅう	平成26年9月1日
おおむら鍼灸整骨院 (大村 朝也)	奈良県奈良市芝辻町四丁目1番1号 CASA FLASH NAKAI 102		

(平成26年9月29日掲示済)

奈良市告示第663号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更しましたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項に基づき公告し、当該変更後の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成26年9月30日

奈良市長 仲川元庸

変更後の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部農林課内

(平成26年9月30日揭示済)

奈良市告示第664号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の事業計画の変更（第5回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年9月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 土地区画整理事業の名称
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）
- 2 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号

【介護予防訪問介護・訪問介護】

名称 近畿日本鉄道株式会社

- 3 事業施行期間
平成22年2月12日から平成27年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市押熊町、二名町の各一部
- 5 事務所の所在地
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日
平成22年2月5日
- 7 事業計画の変更（第5回）認可年月日
平成26年9月19日
- 8 事業年度
毎年4月1日より翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。

(平成26年9月30日揭示済)

奈良市告示第665号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成26年9月30日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105082	奈良市菅原町474-5 三和マンション107号	えがおをそえて	奈良市南京終町五丁目 377-121	株式会社 ゆか	平成26年9月30日

(平成26年9月30日揭示済)

奈良市告示第666号

奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年奈良市告示第363号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「① 次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、同年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（平成26年4月分又は同年5月分の年金の受給者に限る。）」を「① 平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（同年4月分又は5月分の次のいずれかの年金の受給者に限る。）」に改める。

別記第1号様式（申請書裏面）を次のように改める。

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成26年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2.の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、奈良市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分のみ支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
- (7) [加算対象番号①に該当する場合] 平成26年4月分又は5月分の基礎年金等の支払いを受けています。

申請内容確認書類
写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 本人確認書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。
※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付して頂く必要はありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類(表面1の加算措置対象番号)の①の一部、⑨、⑫に該当する方)

【① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】

65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記の(1)～(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。65歳以上の方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1) 平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し (平成26年6月(一部の方は5月)に送付)
(2) 日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の住所を住所として登録している方	
(3) 共済組合等が支給する年金のみを受給している方	
(4) 年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れた方又は手続中の方)及び平成26年4月分又は5月分から新たに基礎年金を受給した方のうち一部の方	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し又は年金決定通知書・支給額変更通知書の写し

【⑨ガス障害者対策手当】

全ての受給者：医療手帳(又は医療券)及び手当支払通知書の写し

【⑫副作用救済給付又は感染救済給付】

全ての受給者：振込通知書の写し

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

別記第2号様式(申請書裏面)を次のように改める。

(申請書裏面)

5. 代理申請・受給を行う場合

記入日	平成 年 月 日				
代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人 性別	申請・受給 者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	㊟	男・女	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 臨時福祉給付金の				申請・受給者	
				㊟	

※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

1. 同一世帯：平成26年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
2. 法定代理人：親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他：平素から申請者本人の身の回りの世話をしている親族その他の者で市長が特に認める者

*記名押印に代えて署名することができます。

【誓約・同意事項】

- (1) 平成26年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分の支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
- (7) [加算対象番号①に該当する場合] 平成26年4月分又は5月分の基礎年金等の支払いを受けています。

申請内容確認書類 写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 本人確認書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
 - ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1.の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
 - ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付して頂く必要はありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類([表面1の加算措置対象番号]の①の一部、⑨、⑫に該当する方)
 - 【① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】
65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記の(1)～(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。65歳以上の方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1) 平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し
(2) 日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している方	(平成26年6月(一部の方は5月)に送付)
(3) 共済組合等が支給する年金のみを受給している方	
(4) 年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れてした方又は手続中の方及び平成26年4月分又は5月分から新たに基礎年金を受給した方のうち一部の方)	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し又は年金決定通知書・支給額変更通知書の写し

 - 【⑨ガス障害者対策手当】
全ての受給者：医療手帳(又は医療券)及び手当支払通知書の写し
 - 【⑫副作用救済給付又は感染救済給付】
全ての受給者：振込通知書の写し
- 扶養者の非課税証明書([表面2の【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】に記載の方)

振込先金融機関口座確認書類 写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

附則
(施行期日)

- この告示は、平成26年9月30日から施行し、この告示による改正後の奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の規定は、平成26年5月19日から適用する。
(経過措置)
- この告示の施行の際、既に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成26年9月30日揭示済)

奈良市告示第667号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。
平成26年9月30日

奈良市長 仲川元庸

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成26年9月30日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成26年3月3日、同月6日、同月8日、同月11日、同月13日、同月17日、同月24日及び同月25日
(平成26年9月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第50号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。
平成26年9月16日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 入札に付する事項
口径25耗鉛給水管布設替工事、奈良市左京三丁目地内ほか3件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
以下省略
(平成26年9月16日揭示済)

奈良市企業局告示第51号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年9月24日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所在地	届出日
林設備商会	林 喜久代	奈良市古市町1191-1-10-37	平成26年9月18日

(平成26年9月24日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。